

宮城県不妊検査費助成事業の対象検査と申請期限について（具体例）

①宮城県不妊検査費助成事業の助成対象となる検査は、

医師が必要と認める不妊検査で、検査開始日から原則1年以内に受けたものです。

※令和4年4月1日以降に受けた検査が対象になります。（令和4年3月31日以前に受けた検査は対象外）

※令和4年4月1日以降に夫婦ともに検査を受けている必要があります。

②助成申請は、「**検査終了日**」又は「**検査開始日から1年を経過した日**」のどちらか早い日が

属する年度の末日（3月31日）までに行ってください。（消印有効）

○いつ受けた検査が対象になるのか、いつまでに申請すればいいのかは、次のとおりになります。

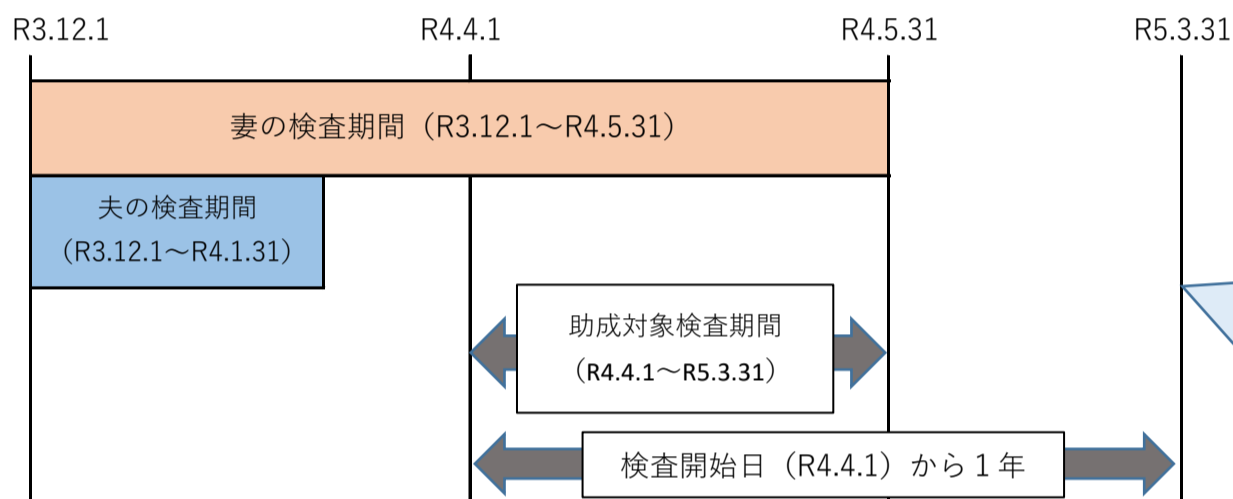
※下記は申請期限を場合分けするため、仮に想定したスケジュールになります。

実際の検査スケジュールについては、医療機関にお問い合わせください。



○夫婦ともに検査を受けていても助成対象外になる方

<パターン1>夫婦のどちらかが受けた検査が令和3年度以前に終了している場合

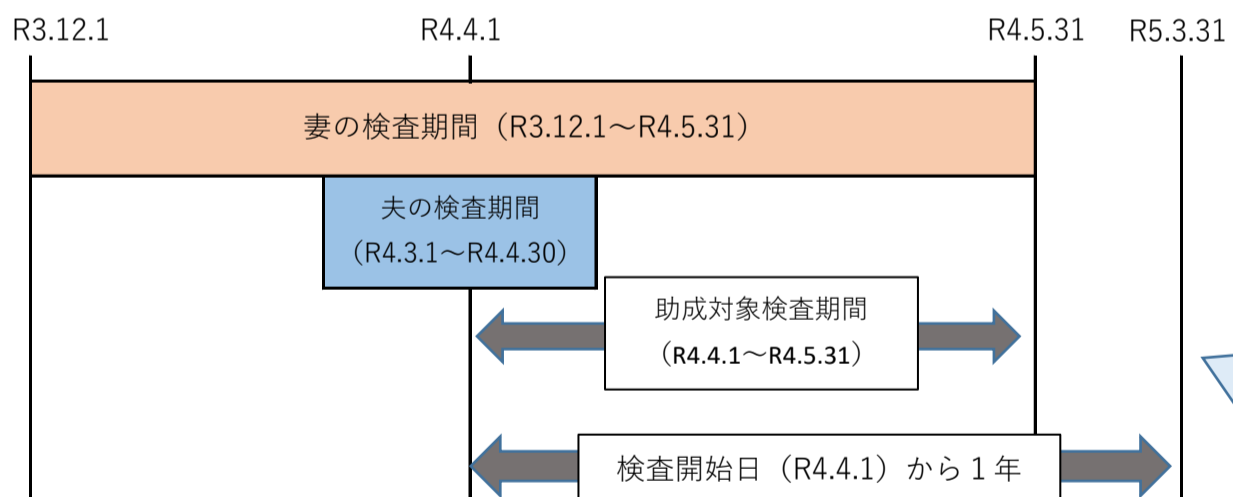


夫の検査が令和3年度中に終了しているため、**助成対象外**になります。

令和4年4月1日以降に夫婦ともに検査を受けていることが助成要件になりますので、ご注意ください。

○令和4年度末（令和5年3月31日）までに申請する必要がある方

<パターン1>令和3年度に検査を開始し、令和4年度に検査が終了した場合



①対象となる検査

妻の検査：R4.4.1～R4.5.31の検査が対象

夫の検査：R4.4.1～R4.4.30の検査が対象

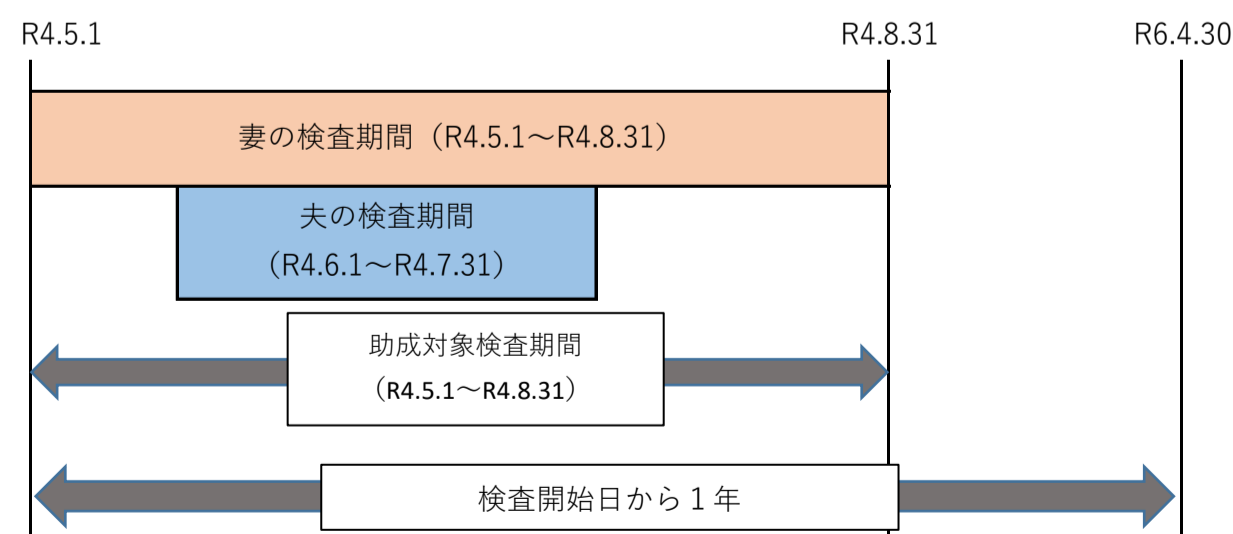
②助成申請期限は、**令和4年度末（R5.3.31）**

A：検査終了日：R4.5.31⇒令和4年度

B：検査開始から1年経過する日：R5.3.31⇒令和4年度

Aの方がBよりも早いため、Aが属する令和4年度末が申請期限となる。

<パターン2>令和4年度に検査を開始し、令和4年度に検査が終了した方



①対象となる検査

妻の検査：R4.5.1～R4.8.31の検査が対象

夫の検査：R4.6.1～R4.7.31の検査が対象

②助成申請期限は、**令和4年度末（R5.3.31）**

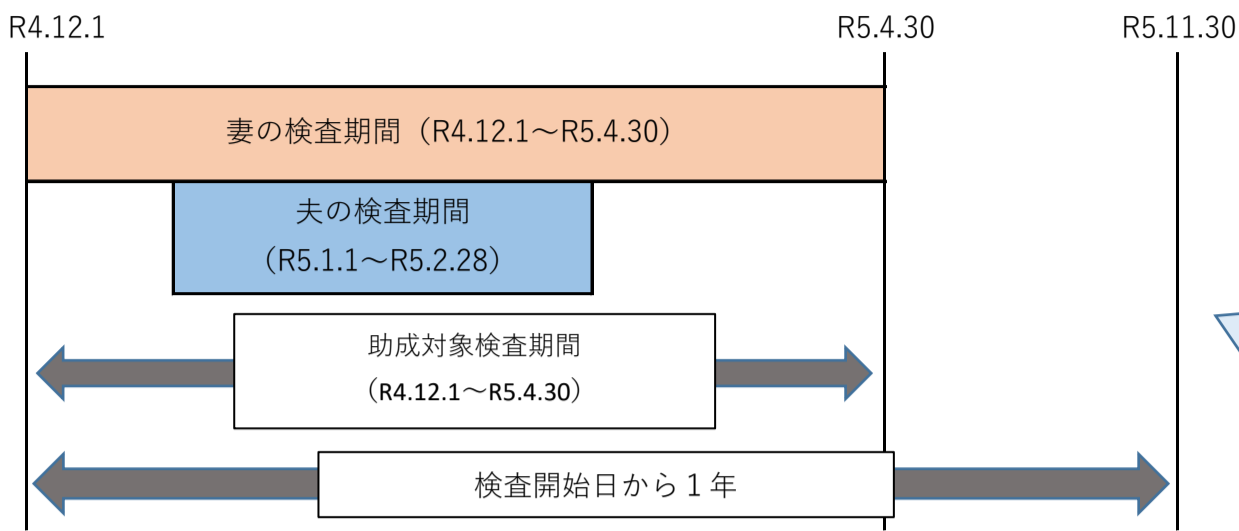
A：検査終了日：R4.8.31⇒令和4年度

B：検査開始から1年経過する日：R5.4.30⇒令和5年度

Aの方がBよりも早いため、Aの属する令和4年度末が申請期限となる。

○令和5年度末（令和6年3月31日）までに申請する必要がある方

<パターン1> 令和4年度に検査を開始し、令和5年度に検査が終了した方



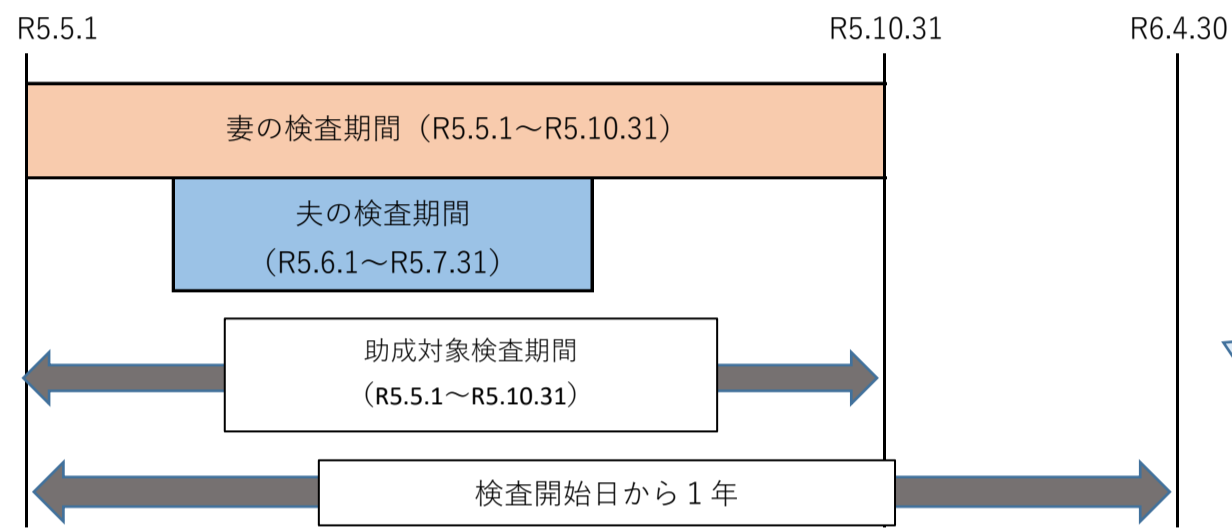
①対象となる検査

妻の検査：R4.12.1～R5.4.30の検査が対象
夫の検査：R5.1.1～R5.2.28の検査が対象

②助成申請期限は、**令和5年度末（R6.3.31）**

A：検査終了日：R5.4.30⇒令和5年度
B：検査開始から1年経過する日：R5.11.30⇒令和5年度
AはBよりも早いため、Aの属する令和5年度末が申請期限となる。

<パターン2> 令和5年度に検査を開始し、令和5年度に検査が終了した方



①対象となる検査

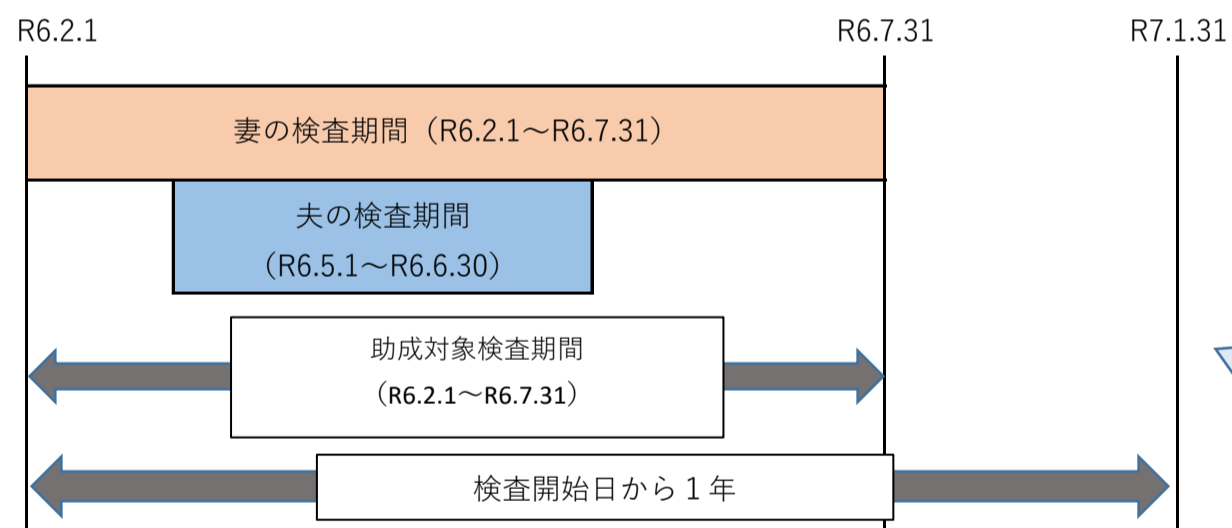
妻の検査：R5.5.1～R5.10.31の検査が対象
夫の検査：R5.6.1～R5.7.31の検査が対象

②助成申請期限は、**令和5年度末（R6.3.31）**

A：検査終了日：R5.10.31⇒令和5年度
B：検査開始から1年経過する日：R6.4.30⇒令和6年度
Aの方がBよりも早いため、Aの属する令和5年度末が申請期限となる。

令和6年度末（令和7年3月31日）までに申請する必要がある方

<パターン1> 令和5年度に検査を開始し、令和6年度に検査が終了した方



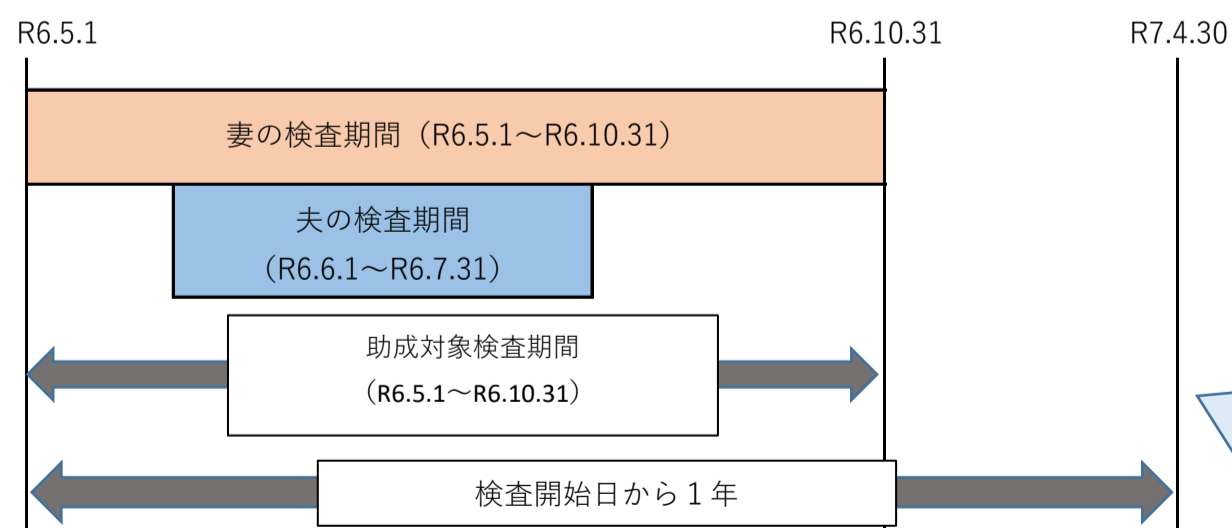
①対象となる検査

妻の検査：R6.2.1～R6.7.31の検査が対象
夫の検査：R6.5.1～R6.6.30の検査が対象

②助成申請期限は、**令和6年度末（R7.3.31）**

A：検査終了日：R6.7.31⇒令和6年度
B：検査開始から1年経過する日：R7.1.31⇒令和6年度
Aの方がBよりも早いため、Aの属する令和6年度末が申請期限となる。

<パターン2> 令和6年度に検査を開始し、令和6年度に検査が終了した方



①対象となる検査

妻の検査：R6.5.1～R6.10.31の検査が対象
夫の検査：R6.6.1～R6.7.31の検査が対象

②助成申請期限は、**令和6年度末（R7.3.31）**

A：検査終了日：R6.10.31⇒令和6年度
B：検査開始から1年経過する日：R7.4.30⇒令和7年度
Aの方がBよりも早いため、Bの属する令和6年度末が申請期限となる。